

情報公開請求等に関する審査請求手続について

神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）の規定に基づく公開決定等の処分についての審査請求は、同条例第19条第2項の規定及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により同法の規定の一部が適用されず、同条例に基づき、主に以下のような手続が行われます。

- 行政不服審査法に基づき設置する神戸市行政不服審査会ではなく、学識経験者等により組織する神戸市情報公開審査会に諮問されます。（神戸市情報公開条例第19条第1項）
- 行政不服審査法第9条に規定する審理員による審理手続は行われません。（神戸市情報公開条例第19条第3項）
- 行政不服審査法に基づく審理員による審理手続は行われませんが、通常審理員が行う審理手続に代えて、神戸市情報公開審査会の場で審査が行われます。（神戸市情報公開条例第23条）
- 神戸市情報公開審査会に諮問された後は、当該審査会に対し、意見の陳述（神戸市情報公開条例第24条）のほか、意見書や資料の提出（神戸市情報公開条例第25条）が可能です。

※神戸市情報公開審査会の庶務は、市長室市民情報サービス課（電話：078-322-5175）で行っています。

2 ページ（神戸市情報公開条例の規定（抜粋））

3 ページ（情報公開請求等に関する審査請求手続の流れ（概要））

もあわせて御覧ください。

神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）

（救済手続）

第19条 公開決定等について審査請求があったときは、市長等は、当該審査請求が明らかに不適法であるとき又は当該審査請求に係る請求を認容するときを除き、遅滞なく第22条第1項に規定する神戸市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長等は、反対意見書が提出されている場合には、当該審査請求に係る請求を認容しようとする場合であっても、第22条第1項に規定する神戸市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 公開決定等に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定による指名をすることを要しない。

（諮問をした旨の通知）

第20条 前条の規定により諮問をした市長等（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（情報公開審査会）

第22条 第19条の規定による諮問に応じ審査請求について審査を行わせるため、市長の附属機関として神戸市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～7 略

（審査会の調査権限）

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第24条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第26条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（審査手続の非公開）

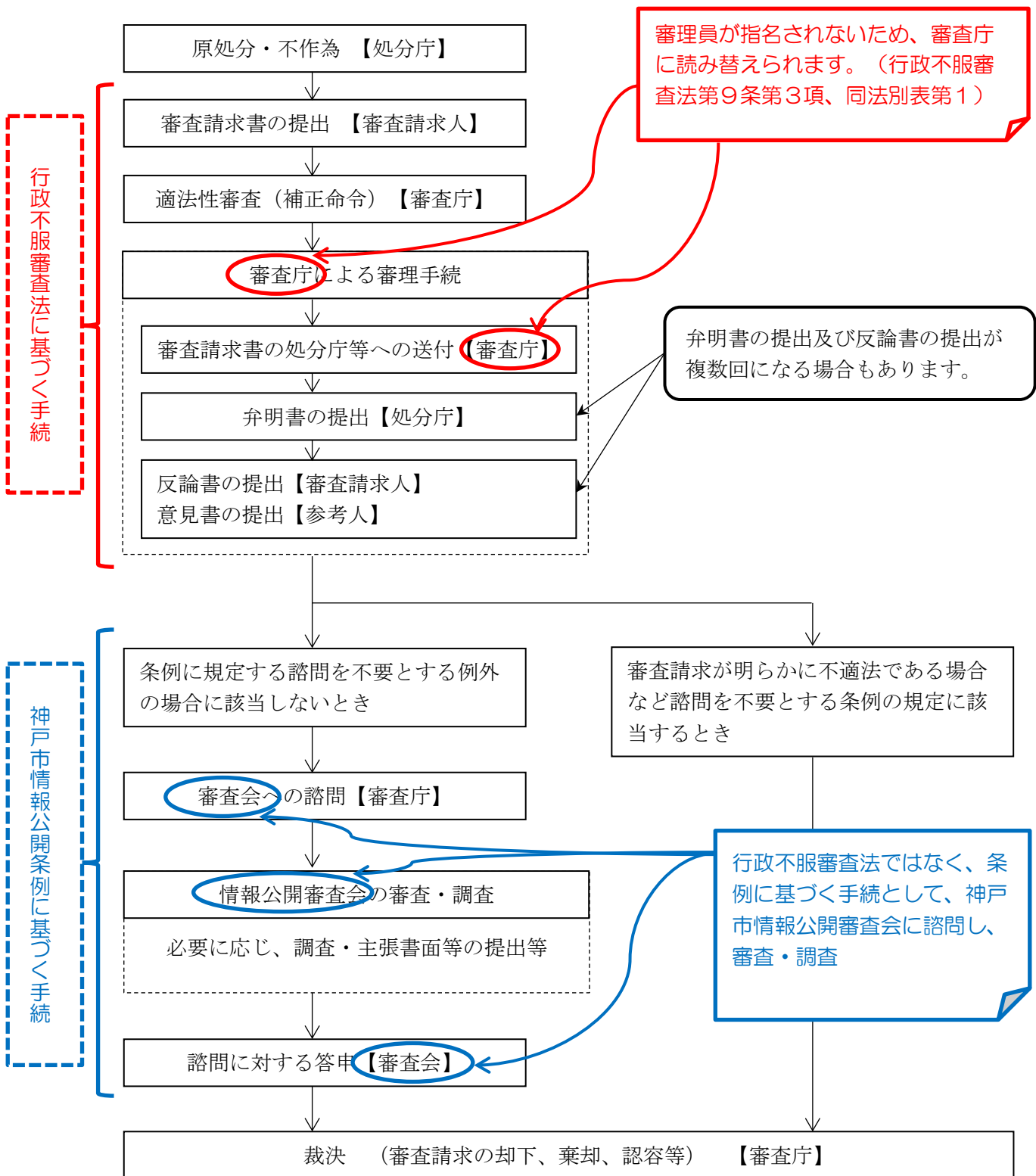
第27条 審査会の行う審査の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

- 2 諮問庁は、諮問に対する答申を得たときは、その内容を公表するものとする。

情報公開請求等に関する審査請求手続の流れ（概要）



※神戸市長を審査庁とする（神戸市長が裁決を行う）審査請求については、受付から裁決を行うまでの標準審理期間を1年としています。（書面の提出や審査会の調査の進捗等により前後します。）